

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.93

2002.5.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23rd Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(6 月、7 月のタイ祝祭日のお知らせ)

6 月は祝祭日がありません。7 月は 2 4 , 2 5 日が祭日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 5 月 25 日付けで更新しました。今回は、ニュース (英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、を更新しました。ご覧ください。裁判所統計をアップデート致しました。

(会員専用ホームページの更新のお知らせ : 再送)

裁判統計、タイ知的財産局告示和文 (2 月 1 日付けで審査外部機関委託にかかる告示が発行されました) を更新してあります。また、ニュースアーカイブ (1996 年から 2001 年までの 6 年間、約 700 件の東南アジアでの知的財産ニュースが収録してあり、国別で掲載されております) がほぼ完成しました。

さらに、**タイの特許微生物寄託制度**について報告書が出来上がりました (P D F 形式) 是非ご一読ください。「**タイの知的財産制度 特許、実用新案、意匠、商標、著作権、種苗法**」(P D F 形式) の小冊子を実務者用に作成致しました。簡単なものですが、是非お手元に置かれては如何かと思えます。これは、近日中にバンコク日本商工会議所より法文を含めて出版予定です。出版しましたらご案内を再度させて戴きますが、まずは、ご覧ください。

～ 編集者より～

マレーシアのスマトラ島で99年飛行機事故で亡くなられた京都大学の井上民二教授の話を偶然見つけた。読売新聞関西版「井上民二のまなざし」と題し（<http://osaka.yomiuri.co.jp/oldtopics/scbi/scbi01.htm>）連載で熱帯における生態研究の重要性を京都大学のチームが書かれたものだった。熱帯であるサラワク州には数年に一度、多数多種類の花が同時期に咲くという。これを「一斉開花現象」というのだが、現在でもこの研究は続けられている。彼は熱帯における生態の保全を訴えつづけたのだが、惜しいことに研究途上で命を落としたのである。

熱帯にはまだまだ未解明の自然現象が多くある。例えばホタルである。熱帯のホタルは樹上で多数のホタルと点滅を同期させる現象がある。実に美しいのだが、その説明はまだ進んでいない。このホタルの点滅現象を利用してホタルのオスを呼び寄せて食する別のホタルも居る。確か攻撃的擬態と言われているが、実に摩訶不思議の自然界である。

「Lampyridae (ホタル科) Photuris sp. A

南北アメリカ大陸に分布している比較的大型のホタル。体長15mm

光の擬態を行うことで有名です。他種のホタル(Photinus(フォタス)属など)のメスの発光パターンを真似た発光を行うことにより、その種のオスをおびき寄せ補食します。これを攻撃的擬態と呼びます。」

http://homepage2.nifty.com/koyo_t/ecuador01.htm (秦野のホタルを守る会ホームページ)

これらのまだ未解明の自然をそのまま保全しようと言う純粋な精神で作ったのが1992年に採択された生物多様性条約(日本は93年受諾)であったと私は理解している。今年4月のハーグ会合で6回を数え既に10年が経過した。

しかしながら、この条約は不幸にも生態保全という目的と、遺伝資源の公平な配分という経済面での目的が合わさった実に奇妙な条約となっている。最近は何故か遺伝変換生物の安全性まで議論が及んでいる。だが、よくよく考えると生態保全だけではどの国も真剣に議論に参加しない。恐らく学者達とボランティア団体の跋扈となるのは目に見えている。だが、遺伝資源の公平な配分という別の目的を抱き合わせると、この条約への各国に意気込みが変わって来る。このお陰で、多数の国(2001年11月現在加盟国数182カ国)が議論に参加し、昨今は生物多様性条約がマスコミを賑わすことが実に多くなったのである。この仕組みを発案した条約草案者は実に頭が良い。この保全と開発という相容れない課題を調整しなければならないという点、国際捕鯨委員会と似た運命となるかもしれない。

保全しなければならない自然から無断で生物を持ち出すことを生物海賊行為と言うが、どうも日本政府が考えている生物海賊行為というのは医薬品を想定しているだけで偏っているのではというのが今回の論稿趣旨である。最近の事件で言うと、一昨年からタイでマスコミを騒がしているのがジャスミン米の米国への持ち出し事件である。この事件は米国人の科学者がフィリピンにある国際稲研究センターからジャスミン米を無断（この辺が謎なのであるが）で持ち出し、米国で品種改良し実用化に漕ぎ着けた矢先にタイ政府及び世論が抗議を行ったものである。この事件での私の関心は米という輸出競争力のある植物を持ち出したという点で極めて興味深い。読者は「そんなに生物海賊行為がある国の産業にインパクトがあることは稀ではないのか。農家保護の観点だけ考えておけばよいのではないか。」とおっしゃるかもしれないが、私は否と答えることにしている。

アジアで、過去に大規模な生物海賊行為があったという史実は意外にも余り知られていない。ゴムである。「知っておきたい東南アジア」(歴史教育者協議会編)に以下の内容が載っている。「現在天然ゴムの生産はマレーシア、タイ、インドネシアで世界の90%を生産している。これにベトナムなどを加えると実にほとんどを東南アジアで生産していることになる。このゴムはもともと東南アジアには存在していなかったのである。

話はコロンブスまで遡る。ヨーロッパに最初にゴムを持ち込んだのはコロンブスの第一回航海で西インド諸島を廻ったときである。だが、人々はこの弾力ある奇妙な物質に関心は持ったが、実用品としての用途は無かった。やがて、1500年にポルトガルのカブラルが、偶然にブラジル海岸にたどり着きアマゾン川流域がポルトガル領になったことが契機となって、その地域に自生する天然ゴムが欧州へ輸出され消しゴムとなったわけである。この時代では単に自生しているゴムから天然ゴムを採取し輸出していたのである。

この事態を一変させたのが英国だった。英国は産業革命の進展で原材料や製品の輸送が急増しており、路面や車輪の損傷が激しかったため鉄道馬車が誕生していた。だが、それも地域に限界があり、車輪にゴムを巻きつけタイヤにすることが考案され、これによりゴムは産業革命推進のための必需品となっていったのである。しかしながら、このゴムの大部分はブラジルが供給地であるが、その頃は既にブラジルは独立(1821年)を果たしているものの、英国からのゴム増産要求には応じることが無かったのである。つまり、増産する方法を開発するとか研究努力すらブラジルでは行われていなかった。ただ一つブラジル政府がやったことはゴムの産地独占を目的とし、**ブラジル国内からゴムの種子と苗の持ち出しを禁止したのである。**

英国政府はこれに対し、産業界からの依頼を受けブラジルからゴムの種子と苗の盗み出しに成

功する。何人もが失敗した中でウィッカムという英国人（役人と言われているが）が小型船一杯に積まれた種子と苗をロンドンの王立キュー植物園に運び込んだのである。この植物園で生育条件などが研究された結果、最初はセイロンで植え付けたが失敗し、二度目シンガポールで植付けに成功し、ゴム園でのゴム栽培が開始されたのである。カッティングの方法、土壌、病気対策などの一連の技術を確立したのは1920年頃だった。この技術を確立するのが結構遅れたことがさらに幸いし、1908年フォードが自動車の大量生産を開始した時とほぼ呼応した形となり、ゴムは爆発的にマレー半島で栽培されることとなったのである。」

歴史は皮肉なもので、生物海賊行為が技術革新を呼び起こし、世界を変えていったのである。もし、1800年代に今議論している生物多様性条約があったならば、我々人類の技術進歩が何年もの遅れをとったのではなかろうか。私が何を言いたいかというと、現在検討されている生物多様性条約は余りにも医薬品分野を想定しすぎるのではなかろうか。また、**生物海賊行為を単に禁止することは必ずしも人類発展には繋がらない事がゴムを例にとっても歴史上在るということである。**生物多様性条約の中には紛争処理メカニズムとして仲裁規定が設けられている。しかしながら、条約の流れはどうしても資源保有国＝途上国の立場のみを強調しがちである。これは知的財産制度における強制実施権に見られる如くである。生物多様性条約では、この点を技術移転という形で相殺する論法をとっている。しかしながら、ゴムでの生物海賊行為の史実を点検すると、決して技術移転だけではすまないものであることが理解できる。例えばプランテーション農園一つとってもその経営技術ノウハウはブラジルではなく全て英国で開発されたものであった。技術移転、特に知的財産権というもので本当に相殺されるのか、現実にはもっと複雑でかつ厳しいものになるに違いない。

ゴムを例にとるのは良くないかもしれない。本当に稀な事例であり、もし同じような稀な遺伝資源が出て来れば、生物多様性条約とは別の条約を結べばよいのかもしれない。が、生物多様性条約を眺めるにつけ資源国と資源利用国との対立が想起され、ゴムの歴史が頭から離れないでいる。如何に調和させ有効に資源を活用するのか。保有国と資源利用国とが人類発展のパートナーとするならば、従来前とした資源国の観点だけではなく、当に資源を利用する国や国際機関が人類の発展の観点に立って解決していく逆のメカニズム（例えば資源国に対する強制的な遺伝資源供出制度）もこの条約に組み込むのが必要ではなかろうか。

～欧州（EU）とアセアンは海賊行為に対して新しい計画を立てた～

欧州とアセアンは知的財産を保護するべく新規5ヵ年計画を立てタイにある事務所より調整を行うことに合意した。商務副大臣の Newin Chidchob と欧州委員会大使の Klauspeter Schmallenbach は知的財産保護のための地域構造、政策、法律フレーム及びエンフォースメン

トを開発するプログラムを開始した。ヤンヨン知的財産局長はA S E A Nは特許登録での出願人費用を減じるためにもっと協力すべきであると発言し、共通の問題を認識し、中小企業の特許を保護し、エンフォースメントを協力し、地域内の著名商標を保護するよう求めた。欧州は5百万ユーロ(1.91億バーツ)をこのプログラムに充当した。(2002年4月23日、バンコク・スト)

～タイ政府へB S Aがネット海賊行為に対処するよう訴えた～

B S Aはタイ政府に対し著作権法を改正するように要請し、知的財産権の重要性を人々に教育するよう要請した。B S Aの副代表である Robert Kruger によると、タイ政府政策責任者は現在の法制が海賊版対策に十分かどうか検討しなければならないとし、海賊版被害は世界中に急速に広がっている点を指摘した。さらに国内での啓蒙に力を入れるべきでインターネットによる不正行為は店舗での販売のような物理的な不正行為と同じである点を広く啓蒙しなければならないとした。同氏はネットによる海賊行為は新しいが小売での侵害よりもさらに深刻であると警鐘を鳴らした。これには幾つかの理由があり、インターネットの急速な普及と、国境線が無い点、侵害者を特定するのが難しい点、さらに通信速度が速くなっているため侵害品を簡単に入手できる点である。同氏は米国での対処例を紹介し、著作権者がプロバイダーと共同で侵害者による侵害行為をモニタリングする方法を語った。(2002年4月24日、タイ・セッション)

～タイでオンライン海賊行為に対処する考え～

タイ商務省知的財産局はインターネットによる著作権侵害事件激増に対処するため法改正を考えている。知的財産局の Pajchima Thanasanti 課長は94年に施行した著作権法を改正しインターネットによって公表した著作物まで保護を含めるよう改正すると言っている。タイは著作権法があるが、インターネットによる侵害行為については含まれていないのが原因。知的財産局は先月改正案作りを始めた。著作権法の第4条が主な改正点で、著作物の定義にこの改正を行う予定。改正案作りは今年末までで終了し、内閣承認を取り付ける予定。(2002年4月30日、タイ・セッション)

～タイで海賊行為取締りが現在うまく行っている～

告発センターの導入や係官の増員により著作権侵害摘発が効率よく行われていると商務省副大臣が語っている。同氏によると、この第1四半期で84人を逮捕し、昨年同時期より増加している。このセンターは告発を調査するために設立したもので、35名の係官を配置している。商務省はさらにDVD、CVD、CDを取り扱う業者を政府に登録を義務付けることを含めた方策を検討していると語っている。(2002年5月2日、バンコク・スト)

～タイでの海賊行為対策はずさんそのもの～

今年初めからまるで警察が海賊行為に対して戦争に勝ち続けているような見える。だがしかし振り子を別の方向へ動いている。それはパンティプラザや他のニセモノ商店での通常のビジネスだからである。もっと違うアプローチを試しては如何だろうか。

法律の空白はニセモノ業者が直ぐにそれを埋めるように動いてくる。商務省は実施面においてソフト価格について著作権保有者と議論した。この議論こそが問題の核心であるからだ。小店舗では異常に高いソフトを支払う能力はない。そこで商務省は今分割払いでソフト企業に払えるように動いている。音楽やフィルム産業は真正商品を値下げし、海賊商品と競合できるまで値を下げた。公衆の関心が高まるにつれ、警察はもっと簡単に置き換わる小売店舗の摘発よりも生産者の摘発に注意を払うべきではなからうか。(2002年5月11日、バンコクポスト)

～タイでIP侵害センターを組織し海賊行為に対処する計画～

ソフト海賊行為に対処するため商務省ではさらに積極的な方策を検討しはじめている。現在の海賊版比率は79%だが、これを70%以下にしようとするものである。商務省副大臣 Newin Chidchob によると、最近IP侵害センターを設立し、全てのソフト海賊についての情報及び告発を集約しようとしている。摘発を効率よく行うために商務省は現在警察と非常に密接して仕事をしており、この警察はソフト犯罪のために11チームを編成している。このチームは120名の警察官で構成されており、タイ全土で出てくるソフト海賊の全ての告発を処理する。また、商務省はパンティプの所有者と共に行動しており、海賊版問題を対処したい考え。例えば海賊版販売で逮捕された店舗主には店舗契約を取り消すことを要請している。商務省によると現在34店舗が正規のソフトを販売していると言う。(2002年5月20日、タイネーション)

～インドネシアで著作権の海賊行為は経済回復に足かせとなっている～

米国はインドネシアを優先監視国に指定したため、特にハイテクでの外資誘致に影響が出ると予想されている。米国通商代表部の Robert Zoellick によると、インドネシアは昨年知的財産権保護について幾つかの改善点が見出されているが、国際的商標保護については未だに弱いとしている。米国政府は14カ国を優先監視国に指定し、その中にはインド、フィリピン、台湾が含まれている。監視国リストには33カ国拳がっており、ベトナム、タイ、マレーシアが入っている。中国とパラグアイは常時監視が必要とされ、ウクライナは優先外国とされ米国政府は米国企業による投資をサポートしないとされた。メガワティ大統領はインドネシア経済は海賊行為のために将来が暗いと発表している。インドネシア政府は時折強制捜査を行い、裁判所も知的財産法違反の企業を摘発している。昨年は地元企業にマイクロソフトへ440万ドルの損害を払う判決を下している。(2002年5月5日、シンガポールストリートタイムズ)

～中国の地方都市承德でもニセモノが一杯～

中国の承德（訳者注：北京から4時間余りの河北省の地方都市、清朝 乾隆帝の居住地として知られている）のショッピングセンターには4階建て200の店屋が並んでいる。北京で75ドルするキプリングのバッグがここでは10ドルで買える。「有名ブランドは皆がほしがっているのよ。」と買い物に来たご婦人が言う。「ニセモノか本物なんて、誰が気にしますか。」との由。中国の年はあらゆるニセモノの最終地点となっている。政府は世界貿易のパートナーとしてイメージ作りするためにこのニセモノ流入を引き止めたいと躍起である。中国からのニセモノは見積もって毎年160億ドルに達する。中国のPinkerton ChinaのBill Thompsonによると、全部のニセモノ事件の1%以下が告発されているという。（2002年4月24日、シンガポール・ストリートタイムズ）

～香港の女子学生が海賊版CDビジネスで逮捕された～

15歳の香港の女子学生が日本のキンキキッズの海賊版CDビジネスを行っていたため逮捕された。この女子はインターネットでシンガポール、オーストラリア、マレーシア、米国、香港からくる注文を受け付けていた。彼女はCDを郵便で送り、顧客は郵便で現金を送金する仕組み。彼女は462シンガポールドルで保釈された。また、彼女は海賊版CDを路上マーケットで入手していたと税関スポークスマンが語っている。（2002年5月6日、シンガポール・ストリートタイムズ）